

土地利用事業の基準

第1 一般基準、個別基準及び技術基準

土地利用事業の基準は、一般基準、個別基準及び技術基準とする。

第2 一般基準

土地利用事業の一般基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 土地利用事業は、掛川市総合計画、国土利用計画法に基づく市町計画及び掛川市生涯学習まちづくり土地条例の趣旨に沿って立地されるものであって、次に掲げる地域ごとの承認の基準に適合するものであること。
 - (1) 都市地域（用途地域）
市街地としての適正な土地利用を図る土地利用事業であること。
 - (2) 農業地域（農用地区域）
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
 - (3) 森林地域
 - ア 保安林及び保安施設地区
土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
 - イ 保安林及び保安施設以外の森林地区
次に掲げる森林の区域内においては、原則として土地利用事業は、認めないものとする。
 - (ア) 地域森林計画において、樹根及び表土の保全その他森林の保全に特に留意すべきものとして定められている森林
 - (イ) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
 - (ウ) 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林
 - (エ) 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林業者の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
 - (オ) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林
 - (4) 3地域（都市地域、農業地域及び森林地域）のうち前各号に掲げる地域以外の地域
掛川市総合計画、国土利用計画法に基づく市町計画及び掛川市生涯学習まちづくり土地条例の趣旨に沿った土地利用事業以外の土地利用事業の施行は、原則として認めないものとする。
- 2 施行区域内には、次に掲げる地域を含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域。
ただし、土の採取等、砂利の採取、ごみ若しくは産業廃棄物の埋立てを目的とする事業で、法令による許認可等が必要な場合は、この限りでない。
 - (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく特別保護地区。
 - (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）に基づく指定文化財の所在する地域。ただし、風致景観に著しい影響を与えない事業、公益上必要な事業及び保存管理計画に沿って認められる事業にあっては、この限りでない。
- 3 施行区域内には、原則として次に掲げる区域を含まないこと。
 - (1) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地（採草放牧地を含む。以下同じ。）、集団的に存在している農地及び農業生産力の高い農地。
 - (2) 林道整備等の林業公共投資の受益地。

- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域。
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく災害危険区域。
 - (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域。
 - (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域。
 - (7) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害特別警戒区域。
 - (8) 静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条に抵触する区域。
- 4 事業者は、第8条第1項及び第13条の承認の申請に当たり、施行区域内のすべての民有地について地権者の同意が得られていること。また、原則として隣接民有地の地権者及び地元自治会の同意も得られていること。
- 5 第8条第1項の承認の申請に係る土地利用事業に関する工事は、原則として同項の承認後2年以内に完了するものであること。ただし、静岡県土地利用事業の適性化に関する指導要綱（以下、「県指導要綱」という。）に該当する土地利用事業はこの限りでない。
- 6 事業者は、工事着手前に別記様式により承認者、工事施行者、工事予定期間及び連絡先等を明記した看板を設置すること。
- 7 事業者は、土地利用事業の施行により、電波障害が発生するおそれのある場合は、電波障害調査を実施するとともに、受信障害対策を講ずること。
- 8 事業者は、造成工事及び建築工事に伴い周辺地域に騒音、振動、その他の公害が発生しないように十分な対策を講ずること。なお、周辺地域から苦情等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。
- 9 事業者は、掛川市景観条例（平成22年掛川市条例第17号に基づき、周辺景観に配慮した施設整備をすること。
また、景観計画に規程する届出対象行為に係る景観形成基準を遵守すること。

第3 個別基準

- 1 住宅地（常時居住の用に供する住宅で、マンション以外のものをいう。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に配慮し、建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。
 - (2) 1区画の設計は、次のとおりとする。

ア

区分	1区画の面積
第一種低層住居専用地域	最低敷地が定められている場合：最低敷地以上
第二種低層住居専用地域	最低敷地が定められていない場合：概ね200㎡以上
上記以外の用途地域	165㎡以上
準防火地域	150㎡以上
用途地域の定めのない 都市計画区域	概ね200㎡以上
都市計画区域外	

(注)概ね200㎡以上：全宅地数の60%以上が200㎡以上で、かつ最小敷地が165㎡以上。なお、200㎡未満の宅地については、極力南側が道路に接するようにすること。

イ 1区画の奥行きは、間口の3倍以上にならないこと。ただし、画地が整った矩形として計画される場合はこの限りでない。

ウ 1区画の道路に接する幅員は、3メートル以上とすること。

エ 宅地の形状は、原則として旗竿敷地とすることはできない。ただし、施行区域の形状等によりやむを得ない場合は、奥1宅地分の旗竿敷地を認める。

- (3) 地元自治会と協議し、所属する自治会を明らかにすること。自治会を新たに形成することが必要と認められる場合は、集会施設用地を次の基準により確保すること。
- ア 区画の設計は前項の基準に準じ、基準面積はおおむね200平方メートル以上とする。
 - イ 用地の目的上、誘致距離の均衡が図られると認められる位置であること。
 - ウ 原則として、公園、ごみ集積所等の公共施設に隣接または近接して配置されること。
 - エ 用地の性質上、敷地が接する道路と宅盤高の差が30センチメートル以下であること。
- (4) 緑地等の設置について
- ア 事業者は、施行区域内の面積の100分の3以上の緑地等を設置しなければならない。ただし、0.3ヘクタール未満の宅地分譲事業の場合には、生垣等の宅地内緑地を設置することで足りる。
 - イ 事業者は、緑地等を設置するにあたって、市長と緑化協定を締結しなければならない。
- (5) 水道施設の設置については、掛川市水道部と協議し、給水量及び維持管理の方法等が明確にされていること。
- (6) 水道施設の設置により、給水を受ける場合は、適切に給水量を積算すること。なお、地下水を利用する場合は、周辺の状況、井戸の構造及び能力から判断して、給水量が十分確保されるものであること。
- (7) 排水路は、原則として開渠とし、排水系統を明確にすること。
- (8) 施行区域内のし尿及び雑排水の処理は、各戸毎に浄化槽（処理人口規模の人槽による）の設置をすること。ただし、公共下水道又は農業集落排水に接続する場合はこの限りでない。なお、浄化槽の維持管理については、管理方法等を明確にし、機能が充分発揮できるように努めること。
- (9) 消防水利は、消防庁が定める消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく消防指導基準により設置すること。
- (10) ごみ集積所については、原則として既存の集積所を使用すること。ただし、入居計画戸数が40戸以上の場合は、原則として計画戸数40戸に対して1箇所の割合で計画すること。集積所の面積は1箇所あたり12平方メートルを基本とし、その内に床面積6平方メートル程度の集積小屋を用意すること。この集積所で資源物を集める場合、小屋の横に集積ネットやコンテナを置くことができるスペースを確保すること。集積所の位置については道路に接し、ごみ収集車が横づけでき、収集を安全かつ効率的に行うことができる位置に計画すること。
- なお、地元要望がある場合は、この限りでない。
- (11) 事業者は、防災上調整池を設置すること。また、事業の施行により下流の河川及び水路の流下能力が1年確率降雨量に対し不足するときは、その不足部分を改修すること。
- なお、流下能力の検討は別記1によること。また、改修規模については別途河川管理者と協議すること。
- (12) 河川の新設又は改修を行う場合の構造は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に適合したものであること。
- (13) 施行区域又はその周辺若しくは下流の土地に湛水地域がある場合には、事業の施行により施行区域周辺若しくは下流の土地又は河川に対し支障のないよう排水計画が立てられていること。
- (14) 事業申請に当たり、施行区域における文化財の所在の有無を確認し、文化財が所在する場合は、文化財保護法第93条第1項の規定により、工事着手60日前に埋蔵文化財発掘の届出を行うこと。
- なお、工事は土地利用承認後に行うこと。また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条の規定により、現状を変更することなく掛川市教育委員会へ連絡し、対応を協議すること。
- (15) 施行区域内に介在する国土交通省所管国有財産の取扱いについては、掛川市及び静岡県と協議すること。
- (16) 保安林の境界から20メートル以内の区域は、原則として造成区域から除外すること。

- (17) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止施設は、原則として砂防堰堤又は沈砂池とすること。なお、流出土砂量の算出及び構造は県指導要綱によること。
- (18) 残土又は不足土が生ずる場合には、自然環境の保全及び防災について十分配慮した措置方法を明示すること。
- (19) 切土高及び盛土高は、原則として15メートル以内とすること。
- (20) 盛土の法長が20メートル以上となる場合は、原則として法長の3分の1以上に擁壁又は法枠等の永久構造物により被覆すること。
- (21) 公共物として機能を消失しない道路（公図上の赤道）を造成により改廃する場合は、付替道路を設置すること。
- (22) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することによりその未買収地が無道路地となるときは、当該道路は廃止しないこと。
- (23) 施行区域は、有効幅員が4メートル以上の道路（建築基準法第42条第1項各号に規定する道路。以下「道路」という。）に接続しなければならない。
- (24) 幹線道路を施行区域外の認定道路に取付ける場合は、道路管理者と協議すること。
この場合において取付け箇所の構造は道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合したものであること。
- (25) 施行区域内の道路は、幹線と支線に区分し、構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）によること。ただし、位置の指定の道路にあつては、建築基準法施行令第144号の4昭和25年法律第201号）及び掛川市道路の位置の指定基準によること。
- (26) 道路の法面又は道路と接する法面は、地質等を考慮した安全な構造とすること。
- (27) 河川又は農業用排水路が汚水及び土砂の流入により影響を受けるおそれのある場合は、原則として当該利害関係者の同意が得られていること。ただし、放流先水路が農業用水専用水路を除き、浄化槽を設置する場合はこの限りでない。
- (28) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。
- (29) 造成地の分譲等に当たっては、分譲地の取得者に対して、建築協定、建ぺい率、容積率、建築物の高さ、区画の再分割防止、浄化槽の設置、公園及び調整池の管理、緑地の保全等について、売買契約書及び重要事項説明書等により説明すること。
- (30) 前項に規定する施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて、管理責任の所在を明かにし、該当施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理については支障のないよう措置すること。
- (31) 掛川市に帰属することとなる公共施設の管理については、当該施設管理者と管理協定書を締結すること。
- (32) 事業者は、原則として1ha以上の計画地における土地の測量にあつては、掛川市公共基準点規則に基づいて実施すること。また、これに伴い不動産登記法第14条第1項で定められた地図を作成するものとする。
- (33) 施行区域内の宅地の配置及び道路の形状を勘案し、LED防犯灯の設置をすること。
なお、設置後の管理は自治会となるため、あらかじめ自治会と協議すること。

2 マンション

マンション（集合住宅）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場は、原則として戸数分以上を確保すること。
- (2) 建築物の管理は、次に掲げる基準によるものとする。
 - ア 申請者は、近隣関係住民に迷惑を及ぼさない適正な管理規約を作成し、居住者に遵守させること。なお、管理規約（案）を提出すること。
 - イ 建築物の譲渡等をする場合は、継承者等に管理規約の内容を徹底し、継承させること。
- (3) ごみ集積所については、原則として既存の集積所を使用すること。ただし、入居戸数が40戸以上の場合は、原則として計画戸数40戸に対して1箇所の割合で計画すること。集積所の面積は1箇所あたり12平方メートルを基本とし、その内に床面積6平方メートル程度の集積小屋を用意すること。この集積所で資源物を集める場合、小屋の横に集積ネットや

コンテナを置くことができるスペースを確保すること。集積所の位置については道路に接し、ごみ収集車が横づけでき、収集を安全かつ効率的に行うことができる位置に計画すること。

なお、地元要望がある場合は、この限りでない。

- (4) 地元自治会と協議し、所属する自治会を明らかにすること。自治会を新たに形成することが必要と認められる場合は、集会施設として活用できる公共スペースを設けること。
- (5) 事業者は、自治会の加入等について地元代表者と協議の上、入居者と地域間に問題が起きないように努めること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、1の(1)、(4)から(9)、(11)から(28)及び(31)から(33)に掲げる基準によること。

3 工場

工場の建設の用に供する目的で行う土地利用事業は、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条に定められている準工業地域、工業地域、工業専用地域、特別工業地区及び特別業務地区、農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく工業導入等地区に立地することとし、その個別基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生産施設、緑地及び環境施設等については、工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定に適合すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止対策に留意するとともに、公害防止を積極的に図るための措置を講ずること。
- (3) 施行区域内で発生するごみは、法令に従い適正に処理すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、1の(1)、(4)から(9)、(11)から(28)及び(31)から(32)に掲げる基準によること。

4 産業廃棄物処理場

産業廃棄物による埋立の用に供する目的で行う土地利用事業の個別基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たに、産業廃棄物の最終処分場を設置できるものは、次に掲げるものとする。
 - ア 掛川市内に本店を有する法人で、掛川市内において5年以上事業を行い適正に事業経営がされているもの。
 - イ 掛川市内に現に居住している者で、現在に至るまで継続して10年以上住民登録をしている者。
 - ウ 市長が公益上特に必要と認めるもの。
- (2) 産業廃棄物の最終処分場を設置するものは、容量の7割以上を掛川市内から排出される産業廃棄物の処理に充てるものとする。
- (3) 周辺環境の基礎資料として、「静岡県産業廃棄物最終処分場環境調査指針」に記載されている項目について環境調査を実施すること。ただし、3,000㎡以下の安定型最終処分場を除く。
- (4) 立地に関する基準は、「静岡県産業廃棄物最終処分場の立地に関する基準」に適合するものであること。
- (5) 構造等に関する基準は、「静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準」に適合するものであること。
- (6) 維持管理に関する基準は、「静岡県産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する基準」に適合するものであること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の28の規定に準じて報告すること。
- (8) 大気汚染、水質汚濁、騒音振動防止等の公害防止と周辺環境保全を積極的に図るための施設を設置すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、1の(1)、(4)から(9)、(11)から(28)及び(31)から(32)に掲げる基準によること。

5 その他の施設

1から4に掲げる施設以外の施設の設置の個別基準については、その施設の内容により1から4に掲げる施設の基準に準ずるものとする。

第4 技術基準

土地利用事業の技術基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、法令等による基準がある場合はその基準とする。

1 道路設計

- (1) 袋地状道路は、河川、がけ地等で道路を延長することが不可能な場合を除き、原則としてその終端を敷地境界まで延長しなければならない。
- (2) 事業区域内の境界付近に道路計画を定めようとするときは、区域外の建築物が建築基準法第56条に基づく道路斜線にかからない位置に定めること。
- (3) 車道及び歩道は、原則として舗装すること。
- (4) 車道の舗装は、道路の通行する車両の種類及び交通量、路床の状況並びに気象状況を勘案し、交通荷重に耐え、安全かつ円滑な交通を確保しうる構造とすること。なお、設計内容については、当該施設管理者となるものと協議すること。
- (5) 舗装については、アスファルト舗装要綱、簡易舗装要綱又は、セメントコンクリート舗装要綱（日本道路協会編）を適用すること。
- (6) 道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められるときは、小区間に限り12%以下とすることができる。
- (7) 道路縦断勾配が6%以上の道路区間にあつては、すべり止め舗装とすること。
- (8) 道路の隅切りは、道路構造令によること。
- (9) 交差点歩道については、幼児車、障害者の車いす、自転車等の通行に支障のないようスロープ等を設けること。
- (10) 市に帰属することとなる道路については、事業完了後速やかに当該施設管理者に寄付申込書を提出し、事務手続きを進めること。

2 交通安全施設の設置

- (1) 通行の安全確保の上で必要と認められるときは、道路構造令及び防護柵設置要綱（日本道路協会編）に適用した、ガードレール、ガードフェンス等を設置すること。また、屈曲部及び交差点には、カーブミラー及び反射鏡を設置すること。
- (2) 施行区域内の道路及び区域外の道路との取り付け部の交差点は安全な設計とすること。また、反射鏡、停止指導線（止まれ表示）等の安全施設の設置については、完了検査実施までに関係課と協議すること。
- (3) 幅員9m以上の道路については、センターライン及び外側線の設置を行うこと。

3 道路構造物

- (1) 側溝を有蓋とするときは、原則として10mごとに鋼製溝蓋を設けること。
- (2) 道路の両端には、現場打ちコンクリート又は蓋がかりのあるコンクリート二次製品等により道路側溝を設けなければならない。
- (3) 排水施設の合流点は、有効に排水できる構造で設けられていること。
- (4) 道路横断部分における排水施設は、原則として暗渠（ $\phi 600$ 以上）とすること。

4 電柱・電話柱の設置

- (1) 電柱・電話柱及び支柱・支線等を設置する場合には、あらかじめ中部電力(株)及び西日本電信電話(株)と十分協議を行い、設置位置を決定し、道路敷以外に設置すること。
- (2) 建柱位置に擁壁等の工作物がかかる場合は、あらかじめ電柱等の設置できる構造としなければならない。
- (3) 建柱計画図を提出すること。

5 給水及びガス施設

- (1) 給水及びガス施設は、区域内人口、予定建築物の用途等により規定される需要に支障をきたさないよう市水道部及びガス事業者の指示に従い設置すること。
- (2) 市水道部及びガス事業者と協議を行い、埋設位置が道路敷となる場合は、道路管理者と

なる者と協議を行うこと。

6 環境保全及び公園等の設計

- (1) 土地利用区域内に掛川市指定の保存樹木及び保存樹林を存しないこと。
- (2) 優良な樹木の集団又は10mを越える樹木が存する場合は、その土地を公園又は緑地としてできる限り保存する計画とすること。
- (3) 土地利用計画に伴い、開発地周辺における流水形態及び耕作状況を調査し、開発後に影響がある場合は対策を講ずること。

7 公園及び緑地等の設計

- (1) 公園及び緑地（以下「公園等」という。）は、その性質上、利用者の有効な利用が確保されるような位置に設けられ、道路に接する場所に計画すること。
- (2) 公園等は、著しい狭長又は屈曲のない形状で、原則として平坦地であり、整形な公共空地であること。
- (3) 公園等の境界は、構造物等により明確にし、園内には生垣等を設置すること。また、出入口には障害者の車いすが通行可能な1mの幅を確保し、車止めを設置すること。
- (4) 公園内の施設計画等については、関係課と協議すること。
- (5) 公園の出入口付近は、障害者の車いすが通行可能な8%以下の勾配とし、交差点及び見通しのよくない場所は避けること。
- (6) 掛川市に帰属することとなる公園等は、事業完了後速やかに公園台帳等を作成し、当該施設管理者に寄付申込書を提出し、事務手続きを進めること。

8 地盤の安定

- (1) 地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は施行区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置き換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。
- (2) 盛土工事を施工しようとするときは、盛土材料は良質山土を用い、締固めは盛土全体に及ぶように下から30cm以下ごとに層状に締固めを繰り返すこと。
- (3) 盛土床下面に地下水及び地下浸透水が生じるおそれのある場合、暗渠等を用いて地下水等を排除すること。
- (4) 盛土を施工する地盤にある腐食土、竹林その他有害な雑物は、施工に当たって排除すること。
- (5) 盛土で施工する地盤の勾配があり、旧地盤の傾斜が15%以上で、盛土厚が2mを越える場合は、段取り等の措置をとること。また、段取りを行った水平面は、排水のため3~5%の勾配をつけること。
- (6) 盛土又は切土により土留壁を設置しなければならないときは、原則としてコンクリート壁又は練石積の擁壁としなければならない。ただし、練石積で施工する場合は、高さ5m以下とすること。

9 がけ及び法面の保護

- (1) 法面等の勾配は30度以下とし、風化等の侵食を防止するために石張り、芝張り、モルタルの吹き付け等により保護しなければならない。
- (2) 法面が長大となる場合は、垂直高さ5m以内ごとに1ヶ所の小段を設け、排水施設を設置すること。
- (3) 法面等を保護する擁壁の設置
 - ア 擁壁の水抜き穴は、地盤面の壁面積3㎡以内に1ヶ所の割合で内径7.5cm以上の硬質塩化ビニールパイプ等の材料を用いて施工すること。なお、特に湧水のあるところには重点的に配置すること。
 - イ 擁壁の目地は、約15mごとに区切り、伸縮目地を設けること。なお、調整池の擁壁目地には止水目地等の止水対策を施すこと。
 - ウ 擁壁等の構造は、コンクリート壁にあつては、擁壁・カルバート・仮設構造物工指針（日本道路教改編）を、また、練石積の擁壁にあつては、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に定める練石造擁壁の技術基準を適用する。

10 調整池の設置

- (1) 土地利用事業を施行する事業者は、調整池を設置することとし、公園等を兼用しないこと。ただし、駐車場等については最高水深が15cm、施行区域全体での平均水深が7.5cm以下であれば、調整池とすることができる。
- (2) 掛川市に帰属することとなる調整池については、事業完了後速やかに当該施設管理者に寄付申込書を提出し、事務手続きを進めること。
- (3) 調整池の設計基準
 - ア 調整池の調整容量は、次式による。

$$V = (r_i \times f_1 - r_c / 2 \times f_2) \cdot t_i \cdot A \cdot 1 / 360$$

V : 必要調整容量 (%)

f₁ : 施行後の流出係数 (0.9を標準とする。)

f₂ : 施行前の流出係数 (0.6を標準とする。)

A : 流域面積 (ha)

r_i : 1/7確率降雨強度 (83mm/hr)

r_c : 下流無害流量に対応した降雨強度 (22mm/hr)

t_i : 継続時間 (30分=1800sec)

・放流量の決定

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r_c \cdot A$$

Q : 放流量 (%/sec)

f : 流出係数 (0.6)

A : 流域面積 (ha)

r_c : 下流無害流量に対応した降雨強度 (22mm/hr)

・放流口断面の決定

$$Q_1 = C \cdot a \cdot \sqrt{2 \times g \times H}$$

$$\text{よって } a = Q_1 / C \cdot \sqrt{2 \times g \times H}$$

ただし $Q_1 \leq Q$

Q₁ : 放流量 (%/sec)

C : 流量係数 (0.6)

H : 水深 (HWL-放流口の中心高)

a : 放流口断面積 (m²)

g : 9.8m/sec²

* 放流口断面の短辺長は、原則として5cm以上とすること。

・余水吐断面の決定

$$Q_2 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A \cdot 1.5$$

Q₂ = 計画洪水流量 (越流量) (%/sec)

f : 施行後の流出係数 (0.9)

r : 1/100確率1時間降雨強度 (128mm/hr)

A : 流域面積 (ha)

$$Q_3 = 2 / 15 \cdot a \cdot h \cdot \sqrt{2 \times g \times h} \cdot (3 \times B_0 + 2 \times B_1)$$

Q₃ = 計画流量 (越流量) (%/sec)

a : 越流係数 (0.6)

h : 越流水深 (HHWL-HWL)

g : 9.8m/sec²

B₀ : 下辺越流幅 (m)

B₁ : 上辺越流幅 (m)

*1 最少越流幅(B₀)は原則として、2m以上とすること。

*2 余裕高は、原則として5cm以上とすること。

- イ 放流口前には泥だめを設けること。また、放流口には放流口断面寸法を加工したステンレス板を密着させ、固定式スクリーンを設置すること。（固定式スクリーンはφ 5 mm以上のステンレス棒とし、網目は放流口の断面寸法とし、表面積は放流口断面積の20倍以上とすること。）
- ウ 調整池内には、管理施設としてスロープ又はタラップを設置すること。
- エ 調整池は、適切な維持管理ができる道路（管理用道路を含む。）に接していること。
- オ 調整池床は、原則としてコンクリート打ちとすること。
- カ 調整池床には、導水路の設置又は放流口に向けて勾配を付ける等の流水対策を講ずること。
- キ 調整池のLWLは、放流先河川の1年確率降雨量（22mm/hr）に対応するHWL以上とすること。
- ク 調整池は、原則として整った矩形の敷地を確保すること。
- ケ 調整池の周囲には、安全対策としてフェンス等を設置し、管理用の出入口（門扉）を設け施錠できる構造とすること。なお、ネットフェンスを設置する場合は、錆びないものを使用すること。
- コ 土地利用区域内に直接放流区域がある場合は、直接放流区域面積を全体土地利用面積の10%以内とし、別記2の水理計算により設計すること。